（書類の経由等）

第一条の二　（略）

2　（略）

3　第二十四条第一項の届出であつて国土交通大臣にするものは、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。ただし、当該倉庫の所在地が二以上の地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。以下同じ。）にわたるときは、所轄地方運輸局長を経由してしなければならない。

4～6　（略）

第一条の三　次に掲げる申請、届出又は報告（以下この条において「申請等」という。）であつて地方運輸局長にするものは、当該各号に定める運輸支局等がある場合は、その長を経由してすることができる。

一　（略）

二　法第七条第一項の申請、同条第三項の届出（法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。）、第四条の三第一項の確認の申請及び第二十四条第四項の届出　当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局等

三～七　（略）

2・3　（略）

（野積倉庫）

第三条の七　（略）

2　野積倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国土交通大臣が定める防犯上有効な設備を有していること。

四　（略）

（水面倉庫）

第三条の八　（略）

2　水面倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国土交通大臣が定める防犯上有効な設備を有していること。

（危険品倉庫）

第三条の十　危険品倉庫は、別表に掲げる第七類物品、危険物（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物をいう。同表において同じ。）（同法第九条の四第一項の指定数量未満のものに限る。）又は高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガスをいう。同表において同じ。）（同法第三条第一項第八号に掲げるものに限る。）を保管する倉庫とする。

（変更登録の申請等）

第四条　（略）

2　（略）

3　前項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、当該倉庫について、法第四条第一項の登録若しくは法第七条第一項の変更登録が過去二年以内に行われている場合又は第四条の三第四項の規定により有効な確認書が交付されている場合であつて、これらの申請の際に提出された書類（国土交通大臣が定めるものに限る。）の内容に変更がないときは、その旨を示すことをもつて当該書類の提出に代えることができる。ただし、地方運輸局長は、特に必要があると認めるときは、当該書類を提出すべきことを命ずることができる。

（書類の経由等）

第一条の二　（略）

2　（略）

3　第二十四条第一項の届出であつて国土交通大臣にするものは、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。ただし、当該倉庫の所在地が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、所轄地方運輸局長を経由してしなければならない。

4～6　（略）

第一条の三　次に掲げる申請、届出又は報告（以下この条において「申請等」という。）であつて地方運輸局長にするものは、当該各号に定める運輸支局等がある場合は、その長を経由してすることができる。

一　（略）

二　法第七条第一項の申請、同条第三項の届出（法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。）及び第二十四条第四項の届出　当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局等

三～七　（略）

2・3　（略）

（野積倉庫）

第三条の七　（略）

2　野積倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること。

四　（略）

（水面倉庫）

第三条の八　（略）

2　水面倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること。

（危険品倉庫）

第三条の十　危険品倉庫は、別表に掲げる第七類物品を保管する倉庫とする。

（変更登録の申請）

第四条　（略）

2　（略）

（新設）